

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う広島県道路交通法施行細則の規定の読替えに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年4月2日

広島県公安委員会

委員長 貝 原 潤 司

**広島県公安委員会規則第6号**

**自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う広島県道路交通法  
施行細則の規定の読替えに関する規則の一部を改正する規則**

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う広島県道路交通法施行細則の規定の読替えに関する規則（平成14年広島県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

表中「第74条の2第6項」を「第74条の3第6項」に改める。

附 則

この公安委員会規則は、公布の日から施行する。